



平成 27 年 12 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社白青舎  
代表者名 取締役社長 内田 隆  
(JASDAQ・コード番号 9736)  
問合せ先 取締役 執行役員  
本社管理本部長  
兼本社経営計画室長  
西川 君一  
TEL (03)5822-1561

## イオンディライト株式会社による当社株式に対する株式等売渡請求を行うこと の決定、当該株式等売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 12 月 11 日付「イオンディライト株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社、その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、イオンディライト株式会社（以下「イオンディライト」といいます。）が平成 27 年 10 月 28 日から当社の普通株式（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、平成 27 年 12 月 17 日をもって、イオンディライト及びイオンディライトの完全子会社である環境整備株式会社（以下「環境整備」といいます。）の所有する当社株式の議決権の合計数の当社の総株主の議決権の数に対する割合（以下「議決権割合」といいます。）

（注）は 95.40%（小数点以下第三位を四捨五入）となり、イオンディライトは当社の特別支配株主となっております。

本日、当社は、イオンディライトより、平成 27 年 10 月 27 日付で当社が公表いたしました「イオンディライト株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. (5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本公開買付けの成立により、イオンディライト及び環境整備の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の 90%以上となったことから、当社株式の全て（但し、イオンディライト及び環境整備が所有する当社株式を除きます。）を取得し、当社の株主をイオンディライト及びイオンディライトの完全子会社である環境整備のみとし、当社をイオンディライトの完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 179 条第 1 項に基づき、当社の株主の皆様（イオンディライト、環境整備及び

当社を除きます。)の全員に対し、その有する当社株式の全部をイオンディライトに売り渡すことの請求(以下「本株式売渡請求」といいます。)をする旨の通知を受けました。

これを受け、当社は、本日開催の取締役会において、イオンディライトによる本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、お知らせいたします。

なお、この結果、当社株式は株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することになり、本日から平成28年1月20日まで整理銘柄に指定された後、平成28年1月21日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式が上場している東京証券取引所の開設する市場であるJASDAQスタンダード市場(以下「JASDAQ市場」といいます。)において取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

(注)当社の平成27年11月2日付四半期報告書(第62期第2四半期)に記載された平成27年9月30日現在の発行済株式総数(9,000,000株)から同年10月27日に公表された当社の「平成28年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された同日現在において当社が所有する自己株式数(930,793株)を控除した株式数(8,069,207株)に係る議決権数を分母として計算しております。

## 1. 本株式売渡請求の概要

### (1) 特別支配株主の概要

(1) 名 称	イオンディライト株式会社
(2) 所 在 地	大阪府大阪市中央区南船場二丁目3番2号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中山 一平
(4) 事 業 内 容	総合FMS(ファシリティマネジメントサービス)事業
(5) 資 本 金	3,238百万円
(6) 設 立 年 月 日	昭和47年11月16日
(7) 純 資 産	80,999百万円(連結)(平成27年8月31日現在)
(8) 総 資 産	129,355百万円(連結)(平成27年8月31日現在)
(9) 大株主及び持株比率 (平成27年8月31日現在)	イオンリテール株式会社 42.94%
	イオン株式会社 16.81%
	ビーエヌピー パリバ セック サービス ルクセンブルグ ジャスデック 2.49% アバディーン グローバル クライアント

	<p>アセッツ  (常任代理人 香港上海銀行東京支店  カストディ業務部)</p>	
	<p>日本マスタートラスト信託銀行株式会社  (信託口)</p>	2.20%
	<p>イオンディライト取引先持株会</p>	1.63%
	<p>ゴールドマン・サックス・アンド・  カンパニーレギュラーアカウント  (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株  式会社)</p>	1.62%
	<p>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社  (信託口)</p>	1.26%
	<p>イオンディライト従業員持株会</p>	1.06%
	<p>三菱UFJモルガンスタンレー証券株式会社</p>	0.84%
	<p>ステート ストリート バンク アンド  トラストカンパニー 505103  (常任代理人 株式会社みずほ銀行  決済営業部部長佐古 智明)</p>	0.79%
(10) 当社と特別支配株主との関係		
資 本 関 係	イオンディライトは、本日現在、当社株式の 7,248,971 株（議決権割合：89.83%）を所有し、イオンディライトの完全子会社である環境整備は、本日現在、当社株式の 450,000 株（議決権割合：5.58%）を所有しております。	
人 的 関 係	該当事項はありません。	
取 引 関 係	イオンディライトは、当社に対し清掃、警備、設備管理、その他の業務を年間 307 百万円（当社平成 27 年 3 月期）委託しております。	
関連当事者への該当状況	直前事業年度の末日において、該当事項はありません。 なお、本日現在、イオンディライトは、当社の親会社に該当するため、関連当事者に該当します。	

(2) 本株式売渡請求の日程

売 渡 請 求 日	平成 27 年 12 月 21 日 (月曜日)
当 社 の 取 締 役 会 決 議 日	平成 27 年 12 月 21 日 (月曜日)
売 買 最 終 日	平成 28 年 1 月 20 日 (水曜日)
上 場 廃 止 日	平成 28 年 1 月 21 日 (木曜日)
取 得 日	平成 28 年 1 月 26 日 (火曜日)

(3) 売渡対価

普通株式 1 株につき、800 円

2. 本株式売渡請求の内容

当社は、平成 27 年 12 月 21 日付で、イオンディライトから以下の内容の本株式売渡請求をする旨の通知を受領いたしました。

- (1) 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 1 号）

イオンディライトは、同社の特別支配株主完全子法人である環境整備に対して、本株式売渡請求をしないこととしております。

- (2) 株式売渡請求により売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号・第 3 号）

イオンディライトは、当社の株主（当社及び環境整備を除きます。）（以下「本売渡株主」といいます。）に対し、売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その保有する売渡株式 1 株につき 800 円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

- (3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号）

該当事項はありません。

- (4) 特別支配株主が売渡株式を取得する日（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号）

平成 28 年 1 月 26 日

- (5) 売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 1 号）

イオンディライトは、本株式売渡対価を、イオンディライトが保有する現預金によりお

支払いたします。イオンディライトは、本株式売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を保有しております。

(6) その他の株式売渡請求に係る取引条件（会社法施行規則第33条の5第1項第2号）

本株式売渡対価は、平成28年3月31日までに、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本株式売渡対価の交付についてイオンディライトが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本株式売渡対価を支払うものとします。

3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等

(1) 承認に関する判断の根拠及び理由

本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」に記載のとおり、昨今の当社グループを取り巻くビルメンテナンス・警備業界の環境は、業界全体の売上高は多少ながら増加しているものの、業務物件数（現場数）は横這いの状況であり、業界全体の規模は広がりを見せておりません。また、消費増税により百貨店やビルオーナーのコスト意識が高まる中で、同業他社との価格競争は更に厳しさを増しております。そのため、新規案件における入札や見積もり、既存業務における再入札や仕様変更、減額要請によって、受注価格は新規・既存共に下落傾向が続いております。更に、最低賃金の引き上げやパート・アルバイトの採用難による募集費の増加などもあり、当社グループを取り巻く環境は、利益確保が困難な状況となっております。

このような経営環境の中で、当社は、収益力の向上を目指し、「新規受注増を狙った開発営業部体制の強化」、「原価率低減への対策」、「業務品質力の向上」、「新規事業への取り組み」を基本戦略として業容の拡大に取り組んでいきたいと考えていたところ、イオンディライトより本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け実施後の経営方針」に記載のとおり、公開買付けを通じたイオンディライトによる当社の完全子会社化を含む資本関係の強化について提案を受けました。

当社として当該提案について、慎重に検討した結果、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け実施後の経営方針」記載のとおり、イオンディライトが期待しているシナジ

一効果である、営業力強化、業務品質・コスト競争力の強化、事業開発及びバックオフィス効率化は、いずれも同意できるとともに、当社が取り組んでいきたいと考えていた基本戦略と合致しており、当社の業容の拡大の実現可能性を高めることができるものと考えました。

以上のような状況において、当社は、イオンディライトとの間で、本公開買付けによって得られるシナジーについて協議するとともに、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）その他本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行ってまいりました。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」に記載の株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③当社における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④当社における利害関係を有しない社外監査役からの意見の入手」に記載の意見書を踏まえ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け実施後の経営方針」記載のイオンディライトの連結子会社となることによって当社に生じるシナジーを勘案した結果、本公開買付けを通じて、イオンディライトの子会社となった場合には、経営資源の相互利用その他の協力・提携関係を更に推進することが可能になり、イオンディライトグループとの緊密な連携や技術・ノウハウの積極的な共有の可能性がより拡大する結果、イオンディライトグループの拠点・組織等を活用した顧客開拓などの面で当社の事業基盤の強化に資するとの判断に至りました。また、完全子会社化を実現した場合、それによってかかるシナジー効果がさらに得られやすくなり、加えて、当社が非公開化することにより上場維持に伴う負担を削減することもできるとの判断に至ったことから、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨いたしました。

本公開買付けの結果、イオンディライト及び環境整備の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上に至ったことから、当社の株主の大多数の皆様から本取引に対するご賛同を得たものと判断しております。

このような経緯を経て、本日、当社はイオンディライトより、本株式売渡請求に係る会社法第179条の2第1項各号の事項に関する通知を受領し、本日開催の取締役会において検討を行いました。当社の取締役会は、イオンディライトより受領した通知において、本株式売渡対価が本公開買付価格と同額とされていることから、本株式売渡対価として相当

性が認められると判断し、取締役である藤野晴由氏を除く全ての取締役5名（うち社外取締役1名）が審議に参加し、審議に参加した取締役の全員の一致により、イオンディライトの完全子会社となるための本取引を進めるべく、本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。なお、取締役のうち、藤野晴由氏は、本取引に関し、イオンディライトとの間で平成27年10月27日付けで本公開買付けへの応募に関する公開買付応募契約を締結した株式会社大丸松坂屋百貨店（以下「大丸松坂屋百貨店」といいます。）の完全親会社であるJ. フロント リテイリング株式会社（以下「J. フロント」といいます。）の取締役常務執行役員を兼務しており、当社の少数株主とは利害関係が完全には一致しない可能性があるため、本株式売渡請求に関する当社取締役会の意思決定において、公正性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、本日開催の当社取締役会における本株式売渡請求の承認に関する議決には加わっておらず、当社の立場において特別支配株主との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

また、イオンディライトによる本株式売渡請求の対価の支払いの確実性については、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された同社の預金残高証明書をもとに、支払いの確実性が認められると判断いたしました。

## (2) 算定に関する事項

本株式売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、本株式売渡対価は本公開買付価格と同一の価格であることから、当社は、本株式売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書は取得しておりません。

## (3) 上場廃止となる見込み

当社は、本日現在、JASDAQ市場に上場しておりますが、本株式売渡請求の承認により、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当することになり、本日から平成28年1月20日まで整理銘柄に指定された後、平成28年1月21日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式をJASDAQ市場において取引することはできなくなります。

## (4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付け開始時において、イオンディライトは、当社の支配株主には該当しませんでした。当社及びイオンディライトは、①イオンディライトが本公開買付け含む本取引を通じて当社をイオンディライトの完全子会社とすることを企図していること、②イオンデ

イライトの完全子会社である環境整備が当社の第3位の株主（当社を除きます。）であったこと、③イオンディライトと当社の筆頭株主であった大丸松坂屋百貨店との間で本公開買付けへの応募に関する公開買付け応募契約を締結していることに鑑み、大丸松坂屋百貨店と少数株主との利害が必ずしも一致しない可能性があることから、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、本公開買付けの公正性及び適正性を担保するため、以下の措置を講じております。

なお、下記の記載事項のうち、イオンディライトにおいて実施した措置については、イオンディライトから受けた説明に基づいております。

また、本株式売渡請求に係る承認の意思決定に至る過程において、当社の取締役6名中、藤野晴由氏を除く全ての取締役5名（うち社外取締役1名）が審議に参加し、審議に参加した取締役の全員の一致により、イオンディライトの完全子会社となるための本取引を進めるべく、本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。なお、取締役のうち、藤野晴由氏は、本取引に関し、イオンディライトとの間で平成27年10月27日付けで本公開買付けへの応募に関する公開買付け応募契約を締結した大丸松坂屋百貨店の完全親会社であるJ. フロントの取締役常務執行役員を兼務しており、当社の少数株主とは利害関係が完全には一致しない可能性があるため、本株式売渡請求に関する当社取締役会の意思決定において、公正性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、本日開催の当社取締役会における本株式売渡請求の承認に関する議決には加わっておらず、当社の立場において特別支配株主との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

加えて、当該取締役会には、当社の監査役4名（うち社外監査役2名）が出席し、出席監査役4名全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べております。

① イオンディライトにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

イオンディライトは、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社並びにイオンディライト及びイオングループから独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）に対して、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。

野村証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて当社の株式価値の算定を行い、イオンディライトは平成27年10月27日付で当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、イオンディライトは野村証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

野村証券により上記各手法において算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりとのことです。



市場株価平均法：332 円から 336 円

類似会社比較法：262 円から 585 円

D C F 法：697 円から 993 円

市場株価平均法では、平成 27 年 10 月 26 日を基準日として、J A S D A Q 市場における当社株式の基準日終値 332 円、直近 5 営業日の終値単純平均値 332 円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 332 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 335 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 336 円を基に、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を 332 円から 336 円までと分析したとのことです。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲は、262 円から 585 円までと分析したとのことです。

D C F 法では、当社から提供されイオンディライトが確認した事業計画（平成 28 年 3 月期から平成 32 年 3 月期までの 5 年間）、当社へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 28 年 3 月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を 697 円から 993 円までと分析しております。

イオンディライトは、野村証券から取得した当社の株式価値算定の結果を参考としつつ、当社株式の J A S D A Q 市場における過去 6 ヶ月間及び直近の市場価格の推移、過去の発行者以外の者による同種の株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、大丸松坂屋百貨店の完全親会社である J. フロント及び大丸松坂屋百貨店並びに当社との協議・交渉の経過等を踏まえ、平成 27 年 10 月 27 日開催の取締役会において、本公開買付け価格を 1 株当たり 800 円と決定したとのことです。

なお、本公開買付け価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 27 年 10 月 26 日の J A S D A Q 市場における当社株式の終値 332 円に対して 140.96%（小数点以下第三位四捨五入。以下株価に対するプレミアムの数値（%）について同じです。）、平成 27 年 10 月 26 日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 332 円に対して 140.96%、平成 27 年 10 月 26 日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 335 円に対して 138.81%、平成 27 年 10 月 26 日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 336 円に対して 138.10%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社及びイオンディライト

から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼しました。

大和証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社株式が J A S D A Q 市場に上場していることから市場株価法を、当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による当社株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するために D C F 法を用いて当社株式の株式価値の算定を行い、当社は、大和証券から平成 27 年 10 月 27 日付で本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、大和証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、大和証券は、当社及びイオンディライトの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

大和証券によると、当社株式の株式価値算定にあたり、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式 1 株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法 : 332 円から 336 円  
類似会社比較法 : 437 円から 565 円  
D C F 法 : 723 円から 832 円

市場株価法では、平成 27 年 10 月 26 日を算定基準日として、当社株式の J A S D A Q 市場における基準日終値 332 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 332 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 335 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 336 円を基に、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を、332 円から 336 円までと算定しております。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を、437 円から 565 円までと算定しております。

D C F 法では、当社が作成した当社の事業計画（平成 28 年 3 月期から平成 32 年 3 月期までの 5 年間）における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が平成 28 年 3 月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を、723 円から 832 円までと算定しております。なお、上記 D C F 法による算定の基礎とするために当社が作成した財務予測には、前年度比で大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。

具体的には、平成 28 年 3 月期から平成 29 年 3 月期にかけて、賃貸不動産の取得、不採算事業の撤退等に伴い営業利益が大幅に増加すると見込んでおります。また、当該事業計画は、本取引の実行を前提としたものではありません。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及びイオンディライトから独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選定し、本公開買付け及びその後の一連の手続に対する当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けております。

④ 当社における利害関係を有しない社外監査役からの意見書の入手

当社は、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しないものの、本公開買付けを含む本取引の公正性を確保するべく、当社の社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている溝口禎三氏に対し、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引に係る交渉過程の手続の公正性、(c)本取引により当社の少数株主等(本公開買付け後の少数株主を含む一般株主をいいます。以下同じとします。)に交付される対価の公正性、及び(d)本取引が当社の少数株主等にとって不利益であるか否かについて、検討を依頼いたしました。

これを受け、溝口禎三氏は、当社から、本取引の意義及び本取引に係る交渉過程等の説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。また、本株式価値算定書その他の資料の検討を行いました。

そのうえで、溝口禎三氏は、上記(a)乃至(d)の事項につき、慎重に検討を行った結果、本取引により当社及びイオンディライト双方にシナジー効果が生じることが期待され、本取引がそのようなシナジー効果による当社及びイオンディライト双方の企業価値の向上を目的とするものであること、本公開買付け価格が、本株式価値算定書における当社の1株当たり株式価値の算定結果の範囲内にあること、当社が、当社及びイオンディライトから独立したフィナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーの助言等を受けながら、本取引に特別の利害関係を有する可能性のある者以外の者により、イオンディライトとの実質的な協議・交渉を複数回にわたって行っていること、本公開買付けに応募しなかった株主は、完全子会社化の手続において、最終的に本公開買付け価格と同一の額の金銭が交付される予定であること等を踏まえ、平成27年10月26日に、当社に対し、(a)本取引により当社の企業価値の向上があると認められ、本取引の目的は正当であり、(b)本取引に係る交渉過程の手続は公正であり、(c)本取引により当社の少数株主等に交付される対価は公正であり、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提にすると、本取引は当社の少数株主等にとって不利益ではない旨を内容とする意見書を提出しました。

なお、溝口禎三氏は、イオンディライト及び当社との間で重要な利害関係を有しません。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、TMI総合法律事務所から得た法的助言、本株式価値算定書の内容、溝口禎

三氏から入手した意見書、イオンディライトとの間で実施した複数回に亘る継続的な協議の内容及びその他の関連資料を踏まえ、イオンディライトによる本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、本意見表明プレスリリースの「(2)意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、平成27年10月27日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社株式について本公開買付けに応募することを推奨することを決議しております。

上記の当社取締役会決議は、当社の取締役6名中、藤野晴由氏を除く全ての取締役5名(うち社外取締役1名)が審議に参加し、審議に参加した取締役の全員の一致により、決議されております。なお、当社取締役のうち、藤野晴由氏は、イオンディライトと本応募契約を締結している大丸松坂屋百貨店の完全親会社である J. フロントの取締役常務執行役員を兼務しており、当社の少数株主とは利害関係が完全には一致しない可能性があるため、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定において、公正性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議には一切参加しておりません。

また、当社の監査役4名(うち社外監査役2名)は上記の当社取締役会に出席し、出席監査役4名全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べております。

#### ⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

イオンディライトは、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

また、イオンディライトは、本公開買付けにおける買付け等の期間を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定しております。イオンディライトは、本公開買付けにおける買付け等の期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式についてイオンディライト以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付け価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

#### 4. 今後の見通し

本株式売渡請求の承認後における当社の経営体制等につきましては、今後両社で検討してまいります。

#### 5. 支配株主との取引等に関する事項

##### (1) 支配株主との取引等に関する事項

イオンディライトは、当社の親会社に該当するため、本株式売渡請求に係る承認は、支

配株主との重要な取引等に該当します。

当社は、コーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関の助言を取得するなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応する方針といたしております。

本株式売渡請求に係る承認を行うに際しても、上記「3. (4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための各措置を講じており、係る対応は、上記方針に適合しているものと考えます。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. (4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 本取引が少数株主にとって不利益ではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

上記「3. (4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④当社における利害関係を有しない社外監査役からの意見書の入手」に記載のとおり、平成27年10月26日付で、当社の社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている溝口禎三氏より、本取引は当社の少数株主等にとって不利益ではない旨を内容とする意見書を取得しております（なお、当該意見書が、本株式売渡請求を含む本取引に係るものであることから、当社は、本株式売渡請求の承認に際しては、支配株主との間に利害関係を有しない者からの意見を改めて取得しておりません。）。

以 上